

視 座

心身のケアと財産の管理は車の両輪

— 安心できる老後へ向けて、新たな「成年後見制度」 —

政府の法制審議会民法部会が「成年後見制度」の改正要綱案をまとめ、新たな制度を盛り込んだ民法改正法案を今国会に提出、来年四月の介護保険制度のスタートに合わせて施行される見通しだ。大きな制度改正になるが、介護保険と成年後見は車の両輪として機能すべきものと考え、個人の意志の尊重と契約対応力の向上へ社会の機運醸成を図る必要がある。

問題が山積、高齢者の財産管理

高齢者福祉対策は当初、身体が不自由な高齢者の日常生活のケア対策に重点が置かれた。しかし、社会的な介護サービスの有無にかかわらず、高齢者の日々の暮らしには資金の出入りが伴い、生涯に築いた財産の運用と管理が問題になる。また、福祉施設や自宅で独り暮らしをする高齢者が死亡すると、残した財産の帰属に絡むトラブルが発生することが多くなった。さらに、痴ほう症で意志能力が不十分な高齢者の場合、その財産の管理や処分を他人に委ねる際の当事者能力が問われる。老後のこのような事態を考えれば健常者でも不安になる。ケアを受ける高齢者本人だけでなく、ケアするサービス提供者の精神的負担もある。福祉の裏側にある財産問題は

きい。

意志能力に不安を抱く高齢者のために不動産の財産管理を行う信託契約システムは既に開発されている。しかし、このシステムは委託者から受託者への所有権移転が伴い、あまり利用されていない。公的機関では東京都の区市が先行的に高齢者の財産管理問題に取り組んできた。中野区では昭和五十八年に「ひとり暮らし高齢者等財産保全サービス事業」を起こした。品川区の社会福祉協議会は平成七年に高齢者が定めた財産の管理や保全の計画に従った委任契約に基づき、本人が痴ほうになっても契約内容が継続されるシステムを開発した。山形県内でも県司法書士会が平成八年に「高齢者の財産管理に関する研究事業」に着手、精力的に研究活動を行い高齢化先進県である本県の重要課題であることを指摘している。海外ではドイツが一九九二年に成年

者のための後見と保護に関する「成年者世話法」を施行、成人の生活環境が著しく改善された。欧州諸国ではこの考え方を導入するところが増えている。わが国でも民間による任意保険として介護保険が普及する限りは問題はなかった。だが、介護に公的保険が組み込まれる段階を迎え、財産対策全体に目配りする必要がある。同時に、知的障害者、精神障害者をも視野に入れていく。

時代の要請に応じた新制度

本県の六十五歳以上の人口は平成九年に二十六万五千人を数え、高齢化率は二一・一割となった。在宅の寝たきり老人比率は減少傾向にあるが、一人暮らしの老人の比率は急ピッチで増えている(表2参照)。在宅の痴ほう性老人は千七百七十二人、虚弱老人は一万五千二百七十七人を数える(平成五年「県高齢社会関係資料集」)。一方、平成九年の勤労者世帯の貯蓄残高を見ると、全国平均で千二百七十九万円であるが、六十五歳以上の世帯は二千二百十二万円となり、四十歳代の二倍近くになる。高齢者夫婦世帯(夫六十五歳以上、妻六十歳

荘銀総合研究所
石川敬義

表 1

	現行制度	改正要綱案
基本理念	本人保護	本人保護と自己決定の尊重
類型	準禁治産・保佐（一定の範囲の同意権）	補助（特定の法律行為に代理権、同意権、取消権）
	禁治産・後見（広範囲な代理権、取消権）	保佐（特定の法律行為に代理権。一定の範囲の同意権、取消権）
新制度		後見（広範囲な代理権、取消権、日常生活に関する行為は除く）
変更	配偶者が後見人に	任意後見（事前に本人が後見人と契約）
	後見人は1人	家庭裁判所が適任者を選任
	本人の資力に応じ療養監護	複数の後見人を選任できる
	戸籍に記載	法人も後見人になれる
		本人の意志を尊重し心身や生活の状況に配慮
		戸籍に記載せず。登記制度へ。

表 2

	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成8
65歳以上人口（人）	144,956	166,710	201,348	248,817	254,710
高齢化率（%）	11.7	13.2	16.0	19.7	20.0
寝たきり老人数（人）	3,369	3,457	4,662	5,144	5,147
65歳人口比（%）	2.3	2.0	2.3	2.1	2.0
1人暮らし老人数（人）	4,180	6,841	9,600	13,480	14,281
65歳以上人口比（%）	2.8	4.1	4.8	5.5	5.6

以上のみ）の場合は二千二百四十六万円とさらに多い。本県の一世帯当たり貯蓄残高は全国平均を下回るが、不安な老後に備え貯蓄するのは同じだろう。安心できる老後は心身のケアと土地や住宅などの不動産権利書、預貯金通帳や有価証券証書などの金融資産のケアとを一体的に扱ってはじめて実現する。

現在の民法は意思能力の不十分な人の資産管理と意思能力との関係についてどう対応しており、改正案はどう変えようとしているの

か（表1参照）。老人ホームの入所者で資産処理について生前に遺言書を作っておく人が今でも少なくない。これは、意思能力喪失前の事前的措置として喪失後に備える「任意の後見」と呼ぶ方法で、本人の意思を尊重する制度と言える。遺言の方法はさまざまあるが、公証人に作成してもらった「公正証書遺言」が最も安全確実な方法だ。だが、遺言には「あらかじめ死ぬことを考えたくない」という心理的抵抗を持つ人も少なくない。遺言がなく、

相続人もはっきりせず、身元引受人が困る場合がある。相続人の一部が行方不明の場合は「不在者の財産管理人」選任を、相続人がいない場合は「相続財産管理人」の選任をそれぞれ家庭裁判所に申し立てる。重度の痴ほう症になった人の場合は、現民法では意思能力のない人とみなし、家庭裁判所に「禁治産宣告」を申し立て「後見人」を選任してもらい、後見人が本人の全面的な代理人として売買契約などを行う。改正案では本人の残存能力を尊重する観点から、日常生活の範囲の行為は本人が行える。心身こう弱者については現行法は「準禁治産者」とみなし、保佐人を選任、借

財や財産処分など重要な行為について限定的に同意権を与えている。改正案では新たに本人保護の実効性を高める観点から、重要な行為について保佐人に取消権を与え、申し立てがあれば状況に応じ代理権も与える。従来、「禁治産」「準禁治産」は戸籍に記載されていたが、人権や家族の反発など問題があり、改正案はこの措置を廃止する。高齢化に伴い、現実の社会では意思能力の有無のグレーゾーンが増えている。改正案では軽度の痴ほう、精神障害の人を保護するため、新たに「補助人」を選任できることにした。特定の法律行為について補助人には代理権、同意権、取消権と幅広い役割を与える。補助人、保佐人、後見人を総称して「法定後見人」と呼ぶ。現行法では配偶者が後見人になることを当然視しているが、改正案では家庭裁判所が最も適した人を選び、複数の後見人、法人の後見人も可能になる。夫婦がともに高齢だったり、法人が介護に当たるケースの出現に合わせる。

新たに任意後見人が登場

最大の改正点は「任意後見人」契約を実現させるところにある。一般的な民法解釈では意思能力のある間に締結した契約の効果は意思能力喪失後も継続するとする。だが、意思能力が低下した時点で代理人を監督できなくなることから、代理人の権限乱用を恐れ制度化していない。これが今回、公的機関が任意後見人を監督することを前提に本人と任意後見人との間で公正証書による代理権の委任契約を交わすことができるようにした。新たな事前的措置が誕生する意義は大きい。